

火葬場業務の広域化について説明会

〈智頭町〉

平成 30 年 10 月

町営火葬場は昭和40年に設置し、耐用年数の50年を超えて、老朽化が進んでいます。

これまで少しでも長く使用出来るように、修繕や機器の更新などを行ってきましたが、煙突のほか建物全般についても限界がきているうえに、50年以上前の施設と新しい機器との不具合も起きています。

春の説明会で現状をお話し、「新しい火葬場の建設」か、「東部広域行政管理組合の運営する因幡霊場への参加」なのかを皆さまのご意見を伺いながら、慎重に検討してきましたが、今後の人口減少や将来の費用負担の増大を考慮して、広域運営する因幡霊場への参加をしたいと考えています。

時期につきましては、東部広域行政管理組合構成市町での規約改正もあり現時点では確定ではありませんが、早ければ来年4月に参加したいと考えていますので、町民皆さまのご理解をお願いいたします。

◆検討した内容

(1) 費用について

新施設建設単独運営と広域運営に加入の場合では費用に格段の差がある。

①町単独運営

ア) 建設費用 3億円 (建設費・設計監理費)

建物350㎡ 火葬棟のみ・火葬炉 2基

(用地取得費・造成等周辺環境整備費など含まず、建設地は未定)

火葬場建設にかかる直接工事費用(計画) 真庭市を参考に試算

項目	新火葬場	
	内訳	金額(千円)
1. 建築工事費	火葬棟 350 ㎡ <u>350 ㎡×482 千円</u>	168,700
	車寄せ・屋外通路 <u>50 ㎡×250 千円</u>	12,500
2. 火葬炉工事	2 炉×40,000 千円	80,000
3. 外構工事	900 ㎡×10 千円	9,000
4. 設計監理等		30,000
合 計		300,200

(a) 一般起債 3億円の75%(2億2,500万円)は借入可能

25% 7,500万円は単年度自主財源

年 利 1.1%(30年8月現在)

償還期間 18年 (3年据置、15年償還)

償還総額 2億5,212万円 (利子2,712万円)

償還総額+自主財源 = 3億2,712万円

(b) 有利な起債が借りられた場合 3億円(全額借入)

年 利 0.1%(30年8月現在)

償還期間 12年 (3年据置、9年償還)

償還総額 3億232万円 (利子232万円)

交付税措置：毎年度元利償還金の約70%に相当する額を地方交付税に措置

イ) 運営費(年額)	
人件費相当	1,000万円
光熱水費・燃料費等	200万円
修繕料	200万円
合 計	1,400万円

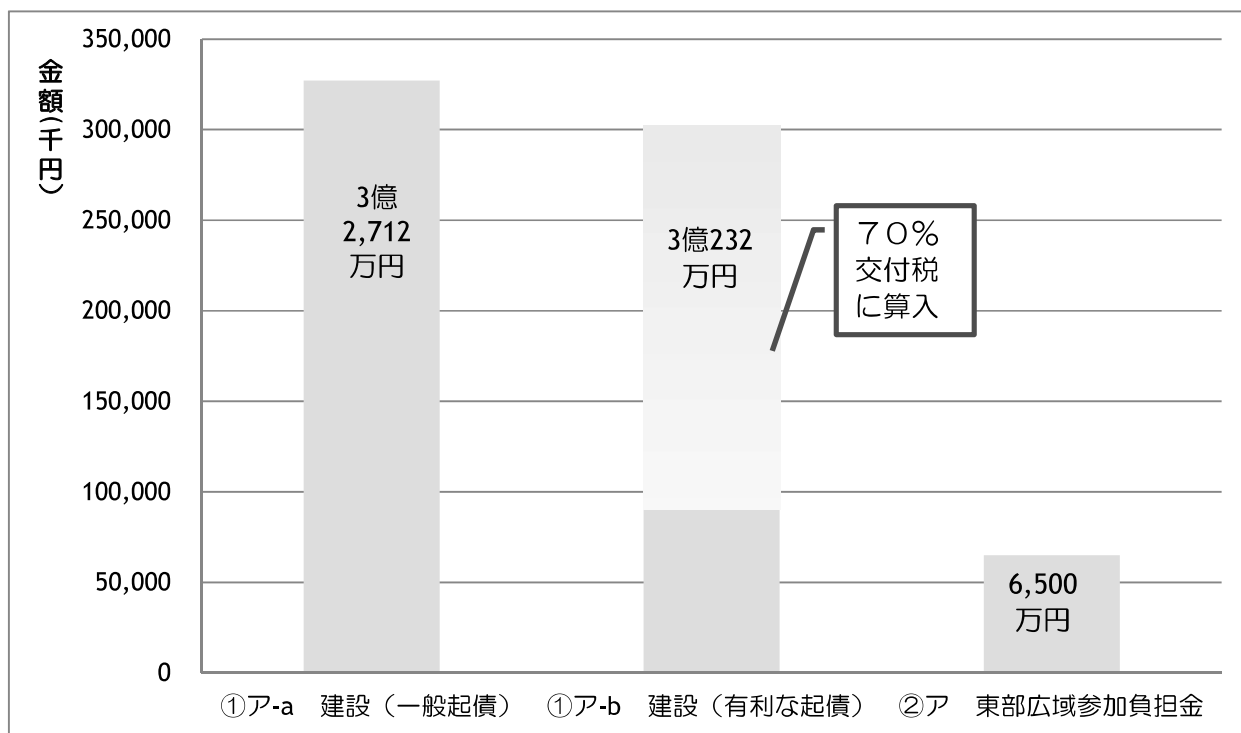
② 広域運営に加入

ア) 参加負担金(建設費相当額) 約6,500万円
(平成31年度加入で試算)

イ) 負担金(運営費) 150万円/年
(平成30年度東部広域負担金額 3,661万円・人口割・150件利用で試算)

参考資料1 9ページ

費用比較(建設費・参加負担金)



(2) 自主財源（税収）の推移

今後、人口減により自主財源（税収）の減収が予想される。

参考資料2 10ページ

2007年（平成19年） 人口 8,517人 税収 8億3,700万円

2017年（平成29年） 人口 7,154人 税収 7億2,200万円

2040年（総合戦略：社会増減現状推移人口） 4,124人

（ 総合戦略目標人口 2040年 5,000人 ）

(3) 火葬場の利用件数

人口減により、火葬場の利用件数が耐用年数内に減少することが予想される。

2017年度実績 154件・2027年度予想 170件・2030年度予想 160件・

2040年度予想 120件

(4) 用地確保

参考資料3 11ページ

重要な施設ではあるが、必ずしも歓迎される施設ではない。現在地を含め周辺地域での建て替えは不可と考えられ、新たな用地確保も非常に難しいと考えられる。このため、新施設建設には、用地確保、施設建設、周辺整備などに長期の時間を要する。

(5) 因幡霊場の概要 6、7ページ

因幡霊場は、もともと鳥取県東部1市4町の人口を考慮して建設されているうえに、将来火葬件数が増えた場合に備え、火葬炉増設のための予備スペースが設けてある。

(6) 広域利用

智頭町より広域運営の火葬場に遠い市町でも、20年以上前から広域利用を行っているが、特段の問題はないと聞いている。

鳥取市青谷町（30.9キロ）、若桜町（26.7キロ）、日南町（38.6キロ）

智頭町（26.3キロ）

【各町役場（支所）から広域運営霊場までの距離】

- ・火葬場の使用料が2万円から2万5千円に5千円増える。（※1）
- ・マイクロバス等の使用料が、現在より2万円～3万円増える可能性がある。（町内事業者から聞き取り）（※2）

- ・葬儀にかかる日数は、基本的に 1 日。（他市町に確認）

- ・火葬場の利用予約が電話により、24 時間対応可能。

（7）その他

- ・既設の施設維持のための経費は恒久的に必要で、今後、老朽化に伴い増加の見込み。

- ・広域・共同化により費用縮減が可能な事業は参加し、歳出抑制が必要。

- ・全国的に様々な分野において、広域・共同化による「圏域」運営の方向。
（国民健康保険は既に、都道府県ごとの運営に変更）

- ・鳥取県においても、下水道や水道の広域・共同化の検討が開始。消防分野においても、さらなる広域化の方向で検討中。

- ・新施設建設単独運営の場合、火葬場の使用料は（※1）より高くなる。

- ・智頭町内に建設したとしても距離が遠くなれば（※2）のようにマイクロバス利用料は増える可能性がある。

【まとめ】

以上検討した結果、広域運営する因幡霊場へ参加をするのが、最善の方法と判断。

◆鳥取県東部広域行政管理組合 因幡霊場の概要について

- ・住 所 鳥取市八坂392-17
待合棟（待合室7）・火葬棟
- ・火 葬 炉 数 人体炉 7基 ・ 動物炉 1基
- ・火葬可能件数／日 17件
- ・稼働日 352日（29年度）
- ・開始年度 平成10年
- ・総工事費 23億1,535万円
- ・30年度運営費負担金 3,661万円

- ・平成29年度火葬件数（実績）

区 分	平成29年度
大 人	2,701
小 人	5
死 胎	38
人体の一部	67
改葬遺骸	22
（畜類）	1,243
計	4,076

- ・利用者負担金

区 分	広域連携市町	その他の市町
大 人	25,000円	57,000円
小 人	16,000円	37,000円
死 胎	16,000円	37,000円
人体の一部	19,940円	45,360円
改葬遺骸	16,000円	37,000円
（畜類）	19,440円	45,360円

- ・申し込みについて

予約は電話予約システムで市町役場又は葬祭業者を介して24時間受付可能。
また、開場日の午前9時15分から午後6時の間は因幡霊場へ直接電話をしても予約可能。

なお、動物の火葬については、あらかじめ因幡霊場へ電話連絡が必要。

因幡霊場



◆鳥取県東部広域行政管理組合

鳥取県東部圏域の1市4町（鳥取市・岩美町・八頭町・若桜町・智頭町）により組織された広域行政機構(特別地方公共団体)で、経済的、事務的効率の観点から各市町が単独で行うより広域的に処理することが適当と思われる事務を行う。

○鳥取県東部環境クリーンセンター

回収されたごみ（不燃物・資源ごみなど）を選別・破碎し資源物の回収・再資源化を行う

【30年度負担金 4億4,826万円の内 智頭町負担金 1,397万円 3.12%】

○リファレンいなば

リサイクルを体験できる住民参加型施設

○因幡浄苑

し尿と浄化槽汚泥、集落排水汚泥を処理し、きれいな水と空気にしてから還元

【30年度負担金 2億8,561万円の内 智頭町負担金 1,922万円 6.37%】

○新可燃物処理施設整備事業

可燃物処理場の建設 鳥取市河原町 平成34年8月共用開始予定

建設費総額 206億円

【30年度負担金 5億5,828万円の内 智頭町負担金 1,448万円 2.59%】

○消 防

火災・救急・救命・災害支援・防火・防災など

【30年度負担金 26億188万円の内 智頭町負担金 1億355万円 3.98%】

新施設建設費（岩美消防署・八頭消防署）

【30年度負担金 2億6,367万円の内 智頭町負担金 812万円 3.07%】

○介護認定審査会

介護保険を利用するための介護認定（要支援1～要介護5）の審査会の運営

【30年度負担金 5,794万円の内 智頭町負担金 219万円 3.78%】

○障害者総合支援審査

障がい者サービスを利用するための審査会の運営

【30年度負担金 413万円の内 智頭町負担金 28万円 6.78%】

○休日急患歯科診療

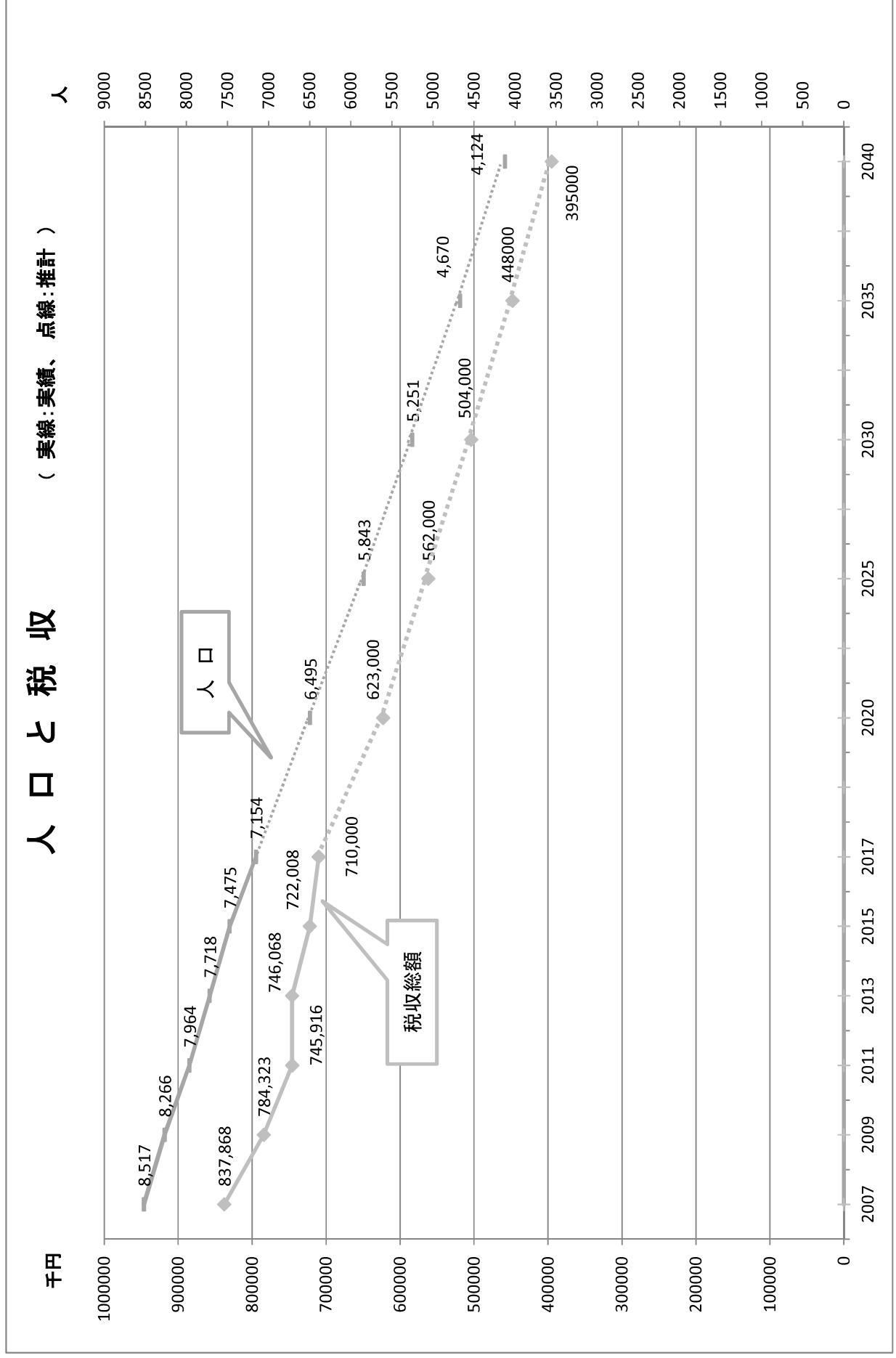
休日の歯科診療の確保

【30年度負担金 172万円の内 智頭町負担金 5万円 2.91%】

参考資料1 火葬場費用比較

※建設費 3億円で試算(土地費用等含まず)

費目等	29決算	建設(一般起債)・運営				建設(有利な起債)・運営				東部広域負担金(H30で試算)	
	智頭町	1年目	2.3年目	4～18年目	19年目以降	1年目	2.3年目	4～12年目	13年目以降	1年目	2年目以降
人件費	4,767,553	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000		
修繕料・工事請負費	4,247,841	300,000,000		2,000,000	2,000,000	300,000,000		2,000,000	2,000,000		
燃料費・光熱水費・消耗品	1,377,429	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000		2,000,000	2,000,000		
委託料	89,640										
負担金										1,500,000	1,500,000
参加負担金										65,000,000	
備品・手数料・使用料	172,921										
起債償還額		2,485,000	2,475,000	16,312,000		300,000	300,000	33,491,000			
起債(借入)		-225,000,000				-300,000,000					
支出合計	10,655,384	89,485,000	14,475,000	30,312,000	14,000,000	12,300,000	12,300,000	47,491,000	14,000,000	66,500,000	1,500,000
1年目～18年目までの合計費用(参考)		573,115,000				548,319,000				92,000,000	
智頭火葬場稼働日数 122日 (内2件以上 29日)		33,491,000円のうち、元利償還分の70%については地方交付税で措置									
利用件数 (人体152・一部2)	154件	智頭火葬場以外利用 10件				実負担額				336,695,000	
人体利用152件のうち		町内利用146件・町外者利用6件									



◆火葬場建設予定地選定の条件

火葬場の法的位置付け

- ・「墓地、埋葬等に関する法律」
- ・「智頭町墓地、埋葬等に関する法律施行細則 第2条2項別表」
 - 1 設置の場所は 次のいずれにも該当しないこと
 - イ 人家から200㍍以内の場所（運用：同意が有る場合は可能）
 - ロ その他町長が適当でないと認める場所
 - 2 火葬により発する臭気を処理することができる適当な高さの煙突等が設けられていること
- ・建築基準法

火葬場、ごみ処理施設等は特殊建築物として定義され、設置場所の位置等を規制。

計画標準

（1）火葬場の位置選定条件

- ・風致地区内、景勝地域又は第一種住居専用地域、第二種住居専用地域など優良な住居地域には設けないこと
- ・主搬出入経路は、繁華街または住宅街を通らぬこと
- ・幹線道路または鉄道に直接接しないこと
- ・卸売市場、ごみ焼却場、汚物処理場、と畜場との隣接、併設を避けること
- ・恒風の方向に対して市街地の風上を避けること
- ・地形的に人目に触れにくい場所（山陰、谷間など）を選ぶこと
- ・市街地及び将来の市街地（予定地区）から500㍍以上離れた場所を選ぶこと
- ・300㍍以内に学校、病院、住宅群又は公園がないこと

（2）敷地の具備すべき条件

敷地の具備すべき条件としては、「火葬場の基準に関する研究」（厚生省環境衛生局企画課監修・（財）日本環境衛生センター発行）によると

- ・市街地地区から遠隔でないこと
- ・道路条件、交通条件が良いこと
- ・住居地区との緩衝地帯となりえる庭園、駐車場、緑地帯などの余裕地を可能な限り広く確保できること

（3）法的条件・規制

- ①保安林区域の有無 ②農業振興地域の有無 ③文化財の有無 ④砂防指定区域の有無 ⑤地域森林計画区の有無 ⑥急傾斜地崩壊危険区域の有無 ⑦山腹崩壊危険区域の有無 ⑧崩壊土砂流出危険区域の有無 ⑨家屋・高圧線等の障害物の有無 ⑩悪臭防止規制指定地域の有無